

## 無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人に係る

### 医療保健業の非課税措置に関する厚生労働大臣の証明

- ・法人税法に規定する公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除く）が行う医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要となります。
- ・近畿厚生局では、当該税制措置を受けようとする法人から当該年度の書類の提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行します。（書類等は、特に記載が無ければ写しで可）

#### ○証明申請に必要な書類

①証明申請書（様式2－1）

②証明申請書の別紙 2部

③要件毎の添付書類・開設医療機関一覧表

#### ●厚生労働大臣が証明する基準

**事業等要件**（法人税法施行規則第6条第4号）

（イ又はロ又はハに該当）かつ（ニに該当）若しくは（ホに該当）に該当すること

イ．地域医療支援病院の施設の基準に掲げるすべてを有していること。

（添付書類）

- ・地域医療支援病院である場合は、都道府県知事の承認書の写し
- ・地域医療支援病院ではない場合は、①～⑦は、当該施設を図示した病院の配置図及び平面図、⑧は当該自動車の写真及び車検証
  - ① 集中治療室
  - ② 化学、細菌及び病理の検査施設
  - ③ 病理解剖室
  - ④ 研究室
  - ⑤ 講義室
  - ⑥ 図書室
  - ⑦ 医薬品情報管理室
  - ⑧ 救急用又は患者輸送用自動車

ロ. 実地修練、臨床研修を行うための施設を有していること。

①から③のいずれかに該当すること。

①大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院

(添付書類) 附属病院であることが確認できる書類

②医師法施行規則第11条における厚生労働大臣の指定した病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

③臨床研修病院としての指定を受けている病院

(添付書類) 厚生労働大臣の指定書の写し

ハ. 保健師養成所等を有していること又は医師等の再教育を行っていること。

次のどちらかに該当すること

①保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

(添付書類) 厚生労働大臣又は都道府県知事による養成所の指定書の写し

②大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し5年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時3人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

(添付書類)

・診療科毎の指導医の名簿、各指導医の医師免許の写し及び略歴書並びに当該年度中に再教育を受けた医師及び歯科医師の名簿

ニ. 生活保護法の医療扶助等に係る診療を受けた者の割合が10%を超えること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

- A. 生活保護法第15条又は第16条に規定する扶助に係る診療を受けた患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費を含む。）を10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

① 法人の診療報酬について規定（医療費減免の規程）した書類の写し

②（申請に係る年度中におけるA～Cの実績数 ←証明申請書別紙の3表の作成）

（注）証明申請書別紙の3表の作成について、

1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。

2. 患者数は全て延べ数。

3. 複数の医療機関を有する場合、「医療機関毎の患者数」を作成の上、そのA～C

それぞれの合計欄の数を本表A～Cに記入すること。

4. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載すること。

ホ. 社会福祉法上の無料又は低額な料金による診療事業を行っていること。

$\frac{A+B}{C}$ が10%以上であること。

- A. 生活保護法により保護を受けている患者数
- B. 無料又は診療報酬（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を含む。）を10%以上減額した患者数
- C. 患者総数

※ 患者数はすべて延べ数とする。

(添付書類)

- ① 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写し
- ② 法人の診療報酬について規定（医療費減免の規程）した書類の写し
- ③ （申請に係る年度中におけるA～Cの実績数を記載した書類←証明申請書別紙の4表の作成）

(注) 証明申請書別紙の4表の作成について

- 1. 「実施率」欄は、AとBの和をCで除した数に100を乗じて小数点以下第1位（第2位以下は切り捨て）まで記入すること。
- 2. A、B及びCは、算定期間におけるそれぞれの延べ数を記入すること。
- 3. 複数の医療機関を有する場合、当該有する医療機関毎に本表を作成すること。
- 4. 社会福祉法第69条第1項に基づく都道府県知事への届出書の写しを添付すること。
- 5. 算定期間は非課税措置の適用を受ける年度を記載する。